官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門の指定する件（文部科学一七三）　一
〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立美術館入札、特定計量器型式承認関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七